

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

地 域 発 第 7 5 号  
平成28年 3 月15日  
30年保存（口訓）  
本 部 長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（通達甲）

交番・駐在所連絡協議会の運用に関し「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（例規）」（平成7年4月28日高地発第285号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、交番・駐在所連絡協議会の運用に関し別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 交番・駐在所連絡協議会実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区内の住民等（所管区内の事業所、所管区に関係する公的機関、団体等に勤務する者等を含む。以下同じ。）の日常生活に身近な犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復、的確な検挙活動等を図るため、住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討及び協議をし、警察と住民等が協力して安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

#### 第3 連絡協議会の設置及び組織

連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。ただし、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合した地域を単位として連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該地域を単位として連絡協議会を設置することができるものとする。

##### 1 組織

連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。

##### 2 委員

- (1) 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。また、委員のうちおおむね半数程度は、コミュニティ・リーダーとしての影響力等を考慮し、次に掲げる者の中から選定するものとする。

ア 自治会、町会等地域自治組織の役員

イ 自治体又は公的機関の職員

ウ 防犯協会、交通安全協会等の公益的団体の関係者

エ その他ボランティア活動を行う団体又は公益的団体の関係者

- (2) 委員の定数は、連絡協議会の目的が住民等の意見等を広く聴取することを考慮し、10人程度以上であることが望ましい。
- (3) 委員の選定は、他部門と緊密に連携して総合的に行うものとする。
- (4) 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。

### 3 運営担当者

- (1) 運営担当者は、連絡協議会を設定した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。
- (2) 運営担当者は、随時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

### 4 運営責任者

- (1) 署長は、交番所長等のうちから運営責任者を指定するものとする。ただし、駐在所長の配置されていない駐在所の連絡協議会については、勤務員のうちから指定するものとする。
- (2) 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

## 第4 目的等を限定した連絡協議会

- 1 所管区等を単位とした連絡協議会のみでは、その目的を十分に達成し難く、職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3による連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

(例)

団地など人口流動が激しい地域において、アパート、マンション、旅館等の管理者による連絡協議会

繁華街や歓楽街等において、商店の経営者や雑居ビルの管理者による連絡協議会

外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会

女性の意見、要望を警察活動に反映するため、女性による連絡協議会

- 2 第3の1から4までは、1の目的等を限定した連絡協議会について準用する。

## 第5 会議の開催

- 1 連絡協議会（第4による連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 連絡協議会の会議は、構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

なお、委員以外の者に参加を要請する場合は、署地域幹部等と検討し、会

議のテーマにふさわしい者を選考するものとする。

- 5 連絡協議会の会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

## 第6 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。また、要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連絡するものとする。

## 第7 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる事項に配慮し、真に効果が上がるよう努めるものとする。

- 1 各署地域幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、運営担当者に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じ、他機関との連携調整や具体的な支援体制をとるなど適宜適切な措置をとること。
- 2 署長は、必要がある場合には、他係幹部等を連絡協議会の会議に参加させ、又は支援させるなど組織的かつ適切な運営に努めること。
- 3 署長は、2の運営に関する事項を副署長又は次長に行わせることができるものとする。この場合において、副署長又は次長は、その都度運営状況を署長に報告すること。
- 4 県本部地域課においては、各署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。